

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年3月31日	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 令和2年12月中旬頃、不動産仲介業者である株式会社丙の代表取締役であり、かねて付き合いがあったCから、株式会社乙（令和2年12月、（1）取締役兼代表取締役A令和2年11月辞任、（2）取締役兼代表取締役B令和2年11月就任、（3）旧本店（以下「所在a」という。）、新本店（以下「所在b」という。）令和2年11月本店移転の登記がそれぞれ登記されていた。）が所有する土地建物（以下「本件不動産」という。）を、株式会社丁に売却する取引の決済を行うことから、同決済に立ち会うよう依頼を受けるとともに、本件不動産に関する根抵当権抹消登記及び売買による所有権移転登記の各申請（以下、両者を併せて「本件各申請」という。）の依頼を受けた際、Cから、乙のインターネット法人登記情報（令和2年10月現在）、本件不動産のインターネット登記情報（令和2年10月現在）等を手渡され、本件不動産について登記識別情報がない旨の説明を受け、本件不動産の最新の登記情報を取得し、これに基づいて申請書類等を作成したが、乙の最新の法人登記情報は取得しなかったため、実際には乙の代表取締役がAからBに変更されていたことを把握しておらず、令和2年12月、信用組合戊本店営業部において、対象司法書士、C、A、買主である丁の代表取締役であるD、根抵当権者である己株式会社の担当者が出席し、本件不動産について、売買契約の締結と代金授受の決済が行われた場に、Bは同席しておらず、席上、初めて会うAから「株式会社乙代表取締役A」と記載された名刺と、乙の印鑑証明書（令和2年9月付け）を手渡され、乙の代表者である旨の挨拶を受け、Aから、運転免許証の原本の提示を受け、その記載内容を確認するとともに、年齢・干支を聴くなどして本人確認を行い、Aの運転免許証の写しを取得し、Aに対し、本件不動産の登記情報を提示しながら、売却する不動産に間違いがないかを確認し、登記の内容・書類などを説明し、Aから、登記原因証明情報及び委任状に乙の実印の押印を受け、これらの間、出席者は、Aのことを「社長」と呼んでいた状況から、対象司法書士は、Aを乙の代表者であると誤って判断し、また、Aに対し、登記識別情報を提出できない場合の本人確認情報の提供制度について説明し、Aに代表者であるかを尋ね、Aは代表者であると答えたため、Aを乙の代表者であると誤って判断したまま、登記申請に必要な手続を進め、令和2年12月、売買による所有権移転登記の申請には、登記義務者乙の本人確認情報として、対象司法書士が作成した、Aを代表取締役とする本人確認情報を添付し、本件各申請を法務局の支局に行き、登記義務者である乙の代表取締役であるBに対する登記申請意思等の確認を行わずAを代表取締役とする本人確認情報を誤って作成したこと、</p> <p>第2 本件各申請について、法務局の支局登記官が、令和3年1月付けで、申請権限を有しない者の申請であるとして不動産登記法（平成16年法律第123号）第25条第4号を根拠条項とする却下決定を行って対象司法書士に告知し、本件各申請が却下されたことを知った対象司法書士は、直ちにCに連絡し、Aと面談できるよう、手配を依頼し、乙の法人登記情報を取得し、Aが代表者ではなく、Bが代表者であることを初めて認識し、令和3年1月、A及びBと面談し、本件各申請が却下されたことを説明し、今後の対応を相談したところ、Aは、「Bには迷惑をかけたくない、買主にも迷惑はかけられない」との強い意向を示し（なお、対象司法書士がBと会ったのは、この時が初めてであった。）、当初の売買契約どおりに登記で公示されることを強く望むAの依頼を受け、乙について、実際にはそのような役員変更及び本店移転の事実がなく、実体に合致しない内容であることを認識しながら、一旦却下された本件各申請と同一の内容を不動産登記で実現するために、それに合わせて乙の商業登記の内容を変更するべく、本件各申請時以前に遡って、乙の役員変更及び本店移転の登記申請を行うこととし、乙の役員変更（令和2年11月Aが取締役兼代表取締役就任）及び本店移転（令和2年11月所在bから所在aへ本店移転）の申請書類の作成等を行い、令和3年1月、乙の代理人として、法務局に同登記を申請し、同申請は、印鑑不備を理由に一旦取り下げられたが、再申請し、登記が完了し（同申請には、令和2年1月に開催されたとする、役員選任に係る乙の臨時株主総会議事録及び本店移転に係る臨時株主総会議事録が添付されていた。これらの議事録は、実際には存在しないものであるが、上記のとおり本件各申請と同一の内容を実現したいとのAの意向を受け、対象司法書士が作成の上、Aから押印を受けたものであった。）、令和3年1月、法務局の統括登記官から、却下された本件各申請の経緯等について、事情聴取を受け、その際、本件各申請の却下後に行っていた上記の乙の役員変更及び本店移転の登記申請については一切言及せず、却下された本件各申請について実体に合致しているとの反論をすることもなく、むしろ、本件各申請時に本人確認をしなかった不備を認めた上で、意図的な誤りでないことを述べ、同趣旨の上申書を提出し、令和3年2月、乙の代表取締役をAとして、本件各申請と同様の内容の根抵当権抹消及び所有権移転の各登記申請を、改めて申請し、同登記は完了し、その後、乙の役員及び本店を、実体に合わない上記の変更登記がされる以前の状態に戻すため、Aから依頼を受け、（1）取締役兼代表取締役A令和3年2月辞任、（2）旧本店所在a、新本店所在b令和3年2月本店移転の登記を、法務局に申請し、それぞれ登記され、これらは、対象司法書士が意図的に実体に反する虚偽の内容の添付情報を作成・添付した上で、乙の役員変更等の虚偽の登記申請をして、その旨の不実の商業登記を作出しと認められること</p> <p>を理由に、令和5年7月12日付けで法務大臣より令和5年8月3日から1か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年3月28日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成24年10月、成年被後見人Aの後見人に選任され、以後、財産管理等の業務に従事していたところ、Aは、平成24年頃から、病院に入院しており、入院費など必要な費用の支払に当たっては、対象司法書士が使用していた補助者Bに対し、対象司法書士に預託されたAの金融機関口座からの出金に関する指示をしていたが、対象司法書士は、平成30年1月頃以降、同口座を適切に管理することなく、Bに対し、同口座の通帳及びキャッシュカードを使用ごとに返却させることなく、同口座の出入金履歴の適切な確認を怠るようになり、Bは、そのような対象司法書士の同口座に関するずさんな管理状態を悪用し、平成30年7月から令和元年7月までの間、同口座から少なくとも16回にわたり、合計240万6000円を、自らの個人的債務の支払に充てる目的で出金して、これを横領し、もって、対象司法書士は、後見人として、Aの財産を適切に管理すべき義務を負っていないが、これを怠ったこと、</p> <p>第2</p> <p>(1) Aの夫であるCは、対象司法書士がAの後見人に就任する以前の平成24年に死亡し、Aは、Cの相続人の一人であったところ、対象司法書士は、この事情を知った上で、Aの後見人に就任していたが、Cの相続財産の調査を怠り、Aの財産を適切に把握・管理すべき後見人としての義務を負っていたにもかかわらず、相続財産目録を作成せず、その後も相続財産の適切な把握をしなかったこと、</p> <p>(2) 平成25年1月頃、Aの親族であるDの求めに応じ、相続財産である甲株株式会社の株式1万株をA名義に変更し、同株式の配当金（以下「本件配当金」という。）について、Aの財産である可能性があることから、これを適切に把握・管理すべき後見人としての義務を負っていたにもかかわらず、Dが本件配当金をAを含む一族（いわゆるD家）の管理に使用すべきであると強く主張したことから、安易にその主張を受け入れ、以後、本件配当金について適切な管理・処分を行わず、Dがこれを事実上管理・使用することを放置し、その使途を一切把握しなかったこと、</p> <p>(3) 平成30年までにDが死亡し、本件配当金を管理する者がいなくなったところ、対象司法書士は、同年4月、A名義の金融機関口座を新たに開設し、当該口座に本件配当金が入金されるよう手続をしたが（以下、当該口座に入金された配当金を「プール金」という。）、Aの財産を適切に把握・管理すべき後見人としての義務を負っていたにもかかわらず、プール金の存在についてAの財産目録に計上することなく、管轄の家庭裁判所にもAの資産として報告しなかったこと、その後、対象司法書士は、前記第1の事案の発生を受け、Aの後見人を辞任したが、プール金については、管轄の家庭裁判所から新たに選任された後任の後見人に報告せず、引き継がず、令和元年12月、プール金の合計65万7000円について、Aの後見開始申立書類作成に係る対象司法書士の報酬11万1390円を差し引いた上で、Aの義理の妹に当たるEに送金して、これを独断で処分したこと</p> <p>を理由に、令和5年9月14日付けで法務大臣より令和5年9月28日から業務停止2か月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年3月28日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 被相続人の相続人の1人である遺言執行者Aから委任を受け、不動産の換価等の遺言執行業務を行っていたが、相続人B、Cとの間には委任契約も報酬に関する契約もなかったにもかかわらず、Aの補助者として同業務に関連して預かった金員から、一方的に計算した報酬（Bについては351万5507円、Cについては464万7872円）を控除して遺産の分配を行い、BとCに対し支払うべき金員を支払わなかったこと、</p> <p>(2) 平成28年8月に上記の業務を終了したところ、相続人が、税務調査を受けて修正申告を余儀なくされたことを機に相続人間の紛争が顕在化し、Bが代理人弁護士を選任し、同弁護士から、平成30年夏頃から複数回にわたり、対象弁護士の行った業務の処理内容について問合せがされ、また、翌年には、元依頼者であったAも新たに別の弁護士を選任し、同弁護士からも遺言執行に関する資料の開示依頼がされたにもかかわらず、一度回答した以降、Aを含む相続人への一切の説明及び資料の送付を拒んだこと</p> <p>を理由に、令和5年9月19日付けで日本弁護士連合会から、令和4年3月付けの所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年3月27日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、受任事件について不当に高額な報酬の請求をしたことから依頼者と紛争となったところ、依頼者に有利になるよう作成し所属機関に提出した報告書の撤回や機微な私的情報の公開をほめかし、さらに、依頼者が接触を拒絶して代理人を選任したにもかかわらず、終了した事件の相手方や所属機関の関係者に面談し、依頼者に不利益な事実等を述べ依頼者が対象弁護士に直接連絡するよう圧力をかけたこと等を理由に、令和5年9月16日付けで日本弁護士連合会から、令和4年1月付けの所属弁護士会の決定を取り消した業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年3月8日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成27年3月、Aの成年後見人として選任され、Aは、その当時、aの土地、bの土地、cの建物、dの土地と現金及び預貯金として1753万7133円を有していたところ、Aは、同年11月に死亡し（同日、対象司法書士はAが死亡したことを知った。）、これにより、Aの後見業務が終了して、既にAの成年後見人としての地位を失っていたにもかかわらず、</p> <p>(1) 平成27年11月、Aの成年後見人と称して、Aの定期預金を解約し、同年12月、Aの国債を換金し、得られた金員を、自己の金銭と明確に区分し得る方法で保管しなければならないにもかかわらず、これを怠り、対象司法書士名義の預金口座に入金して管理したこと、</p> <p>(2) 平成27年12月、Bを含むAの相続人らから対象司法書士が取締役、対象司法書士の妻が代表取締役を務める有限会社Cに対してaの土地、bの土地、dの土地を売却する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結することとし、Bから、上記各土地の売却手続に関する事務を受託した後に、対象司法書士以外のAの成年後見人であったDから、本件各不動産を含む遺産の大半をE及びFに遺贈する旨のAの遺言公正証書（以下「本件遺言公正証書」という。）の存在を知らされ、その際、対象司法書士自らが関与してきた本件売買契約の内容が、本件遺言公正証書に記載された、本件各不動産をFに遺贈する旨の内容と相容れないものであることを認識しながら、同月、相続人であるG及びHと有限会社Cとの間で、本件売買契約を締結することとし、G及びHから、上記売却手続に関する事務を受託し、この際、G及びHに対し、本件遺言公正証書の存在及び内容を説明しなかったこと、同様に、既に本件売買契約を締結していたBに対しても、本件遺言公正証書の存在及び内容を説明しなかったこと、</p> <p>(3) 平成28年1月、aの土地、bの土地及びcの建物について、相続を原因とする所有権移転登記及び売買を原因とする共有者全員持分全部移転登記（登記権利者は有限会社C、登記義務者は相続人ら）の申請をし、同月及び同年6月、dの土地について、相続を原因とするAの持分全部移転登記及び売買を原因とする共有者全員持分全部移転登記（登記権利者は有限会社C、登記義務者は相続人ら）等の申請をし、本件各不動産に係る上記登記申請により、相続人らから、報酬として125万4000円を受け取ったところ、これらの登記申請の内容は、本件遺言公正証書の内容と相容れず、E、F及び相続人らに損害を与える可能性があったにもかかわらず、同人らに対して必要な説明を行うことなく、対象司法書士の判断で本件各不動産の売却を主導し、登記の代理申請まで行い、本来取得することができないはずの報酬を得たものであったこと、</p> <p>(4) 既にAの成年後見人としての地位を失い、Aの相続財産の処分権限を有しないにもかかわらず、平成28年2月から同年6月までの間、Aの相続財産から、残置物の処理費用、庭木の処分費用、雑木の伐採費用、c建物の取壊し費用及び防草シート施工費用として合計276万9820円を支出し、同様に、同年9月、有限会社Cが負担すべき費用であるにもかかわらず、地耐力検査費用として2万5000円、地盤改良のための杭打ち費用として7万13680円をAの相続財産から支出したこと</p> <p>などを理由に、令和5年5月24日付けで法務大臣より令和5年5月25日から2年の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年3月6日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成30年9月、Aの成年後見人に選任され、令和2年10月、家庭裁判所からAに係る成年後見人の辞任の許可がされたところ、新たに選任されたAの成年後見人に対し、速やかに、その成年後見業務に係る資料を引き継いだ上、当該資料の内容に関して説明をすべき義務を怠り、令和2年10月付けでAの成年後見人として選任されたBに対し、財産目録上に記載のあったAのC銀行の定期預金について、Bからの再三の求めにもかかわらず、令和3年1月末頃になっても前記定期預金の通帳又は証書の所在に係る説明をしなかったこと、その結果、Bは、家庭裁判所に対して十分な報告をすることができず、Aに係る成年後見業務に支障が生じたこと、</p> <p>(2) 令和2年1月、Dの成年後見人に選任され、同年10月、家庭裁判所からDに係る成年後見人の辞任の許可がされたところ、新たに選任されたDの成年後見人に対し、速やかに、その成年後見業務に係る資料の引継ぎをすべき義務を怠り、令和2年10月付けでDの成年後見人として選任されたBに対し、Bからの再三の求めにもかかわらず、令和3年1月末頃になってもDの収入支出に関する資料の原本を提出しなかったこと、その結果、Bは、家庭裁判所に対して十分な報告をすることができないなど、Dに係る成年後見業務に支障が生じたこと、</p> <p>(3) 平成31年1月、Eの成年後見人に選任され、Eの財産調査をした結果、申立時には800万円とされていた流動資産が2500万円あることが判明し、令和2年4月、家庭裁判所に対し、成年後見人の辞任の許可申請を行うとともに、本人財産を増加させた成果を上げたことから報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所は辞任を許可し、21万円の報酬付与の審判をしたところ、Eの娘は、対象司法書士が成年後見人として行った確定申告及び成年後見業務終了時の資料の引継ぎに疑問を覚え、同年9月頃、家庭裁判所に対し、被処分者の報酬受領について異議を申し立て、家庭裁判所は、対象司法書士に対し、21万円全額の報酬付与の取消しの審判をしたことから、報酬付与の取消しがされた21万円について、E又は同年に同人が死亡した後はEの娘に対し、速やかに返還すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、令和3年1月まで放置して返還しなかったこと、</p> <p>(4) 平成29年4月、Fの保佐人に選任されたが、令和2年、Fが死亡し、Fに係る保佐業務が終了したところ、家庭裁判所に対し、速やかに、終了報告書に財産引継書を添付して提出する義務があったにもかかわらず、これを怠り、令和3年2月まで家庭裁判所に財産引継書を提出しなかったことを理由に、令和5年6月5日付けで法務大臣より令和5年6月6日から3週間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年3月6日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成27年9月、Aから任意整理事件を受任し、同日、債権者宛てに受任通知書を送付し、</p> <p>(1)Aは、平成27年10月、甲株式会社を被告として、1138万1017円及びうち928万5012円に対する平成27年10月から支払済みまで年5分の割合による金員の支払等を求めて、地方裁判所に不当利得返還請求訴訟の訴えを提起したが、この訴訟及びこれに関する和解交渉は、法律上の代理権限を有しない対象司法書士がAを実質的に代理して行ったものであったこと、</p> <p>(2)平成28年1月、Aと甲株式会社との間で、甲株式会社がAに対して不当利得金として800万円を、対象司法書士名義の銀行口座に振込送金する方法により支払う旨の和解契約が締結され、対象司法書士は、Aに対し、平成28年4月、前記不当利得金800万円から裁判実費等10万8500円、報酬金4万3200円、過払返還金報酬216万円、管理費8640円、振込手数料1080円を差し引いた567万8580円を支払ったこと、</p> <p>第2 平成27年9月、Bから任意整理事件を受任し、同日、債権者宛てに受任通知書を送付し、</p> <p>(1)Bは、平成27年11月、乙株式会社を被告として、247万8492円及びうち189万8177円に対する平成27年11月から支払済みまで年5分の割合による金員の支払等を求めて、地方裁判所に不当利得返還請求訴訟の訴えを提起したが、この訴訟及びこれに関する和解交渉は、法律上の代理権限を有しない対象司法書士がBを実質的に代理して行ったものであったこと、</p> <p>(2)平成27年12月、Bと乙株式会社との間で、乙株式会社がBに対して不当利得金として190万円を、対象司法書士名義の銀行口座に振込送金する方法により支払う旨の和解契約が締結され、対象司法書士は、Bに対し、平成28年3月、前記不当利得金190万円から裁判実費等7万5000円、報酬金4万3200円、過払返還金報酬5万13000円、管理費7560円、振込手数料1080円を差し引いた125万9660円を支払ったこと、</p> <p>第3 平成27年9月、Cから任意整理事件を受任し、同日、債権者宛てに受任通知書を送付し、</p> <p>(1)Cは、平成27年10月、丙株式会社を被告として、332万1086円及びうち258万1519円に対する平成27年10月から支払済みまで年5分の割合による金員の支払等を求めて、地方裁判所に不当利得返還請求訴訟の訴えを提起したが、この訴訟及びこれに関する和解交渉は、法律上の代理権限を有しない対象司法書士がCを実質的に代理して行ったものであったこと、</p> <p>(2)平成27年12月、Cと丙株式会社との間で、丙株式会社がCに対し、不当利得金として196万円を、対象司法書士名義の銀行口座に振込送金する方法により支払う旨の和解契約が締結され、対象司法書士は、Cに対し、平成28年5月、前記不当利得金196万円及び預かり金2万円の合計198万円から裁判実費等7万8500円、着手金2万1600円、報酬金4万3200円、減額報酬3万3850円、過払返還金報酬5万29200円、管理費9720円、振込手数料1080円を差し引いた126万2850円を支払ったこと、</p> <p>第4 平成27年9月、Dから任意整理事件を受任し、同日、債権者宛てに受任通知書を送付し、</p> <p>(1)Dは、平成27年11月、丙株式会社を被告として、369万9668円及びうち292万4336円に対する平成27年11月から支払済みまで年5分の割合による金員の支払等を求めて、地方裁判所に不当利得返還請求訴訟の訴えを提起したが、この訴訟及びこれに関する和解交渉は、法律上の代理権限を有しない対象司法書士がDを実質的に代理して行ったものであったこと、</p> <p>(2)平成28年1月、Dと丙株式会社との間で、丙株式会社がDに対し、不当利得金として200万円を、対象司法書士名義の銀行口座に振込送金する方法により支払う旨の和解契約が締結され、対象司法書士は、Dに対し、平成28年6月、前記不当利得金200万円から借入金の返済として8万0500円、報酬金4万3200円、過払返還金報酬54万円、管理費1万0800円、振込手数料1080円を差し引いた132万4420円を支払ったこと</p> <p>を理由に、令和5年7月25日付けで法務大臣より令和5年7月26日から1か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年3月6日	<p>一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約については、2年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士法人Aを代表する社員であったところ、</p> <p>(1) 平成27年5月頃から平成28年春頃までの1年弱の期間、報酬を得る目的で法律事務を取り扱うなど弁護士法第72条の規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある特定非営利活動法人B又はB法人の従業員であるCから、30名以上の依頼者の紹介を受け、少なくとも平成29年7月10日まで顧客紹介の対価をB法人又はCに支払ったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の依頼者のうちDら4名について、委任を受けていないにもかかわらず、金融業者に対し、過払いの調査のための取引履歴の開示請求を行い、Dら4名の代理人であると誤信させたこと、</p> <p>(3) 上記(2)のDら4名について、面談することなく過払金返還請求事件を受任してEを被告とする過払金返還請求訴訟を提起した上、同意を得ることなく和解を成立させ、その和解金の支払を受けてこれを預かり保管中、Dら4名の意思を確認することなく、Cに言われるままにその指定するC名義の銀行口座に和解金を振り込み、Dら4名に遅滞なく返還しなかったことを理由に、令和4年12月22日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年3月6日	<p>3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年6月頃、Aから、B合同会社及びC株式会社に対する損害賠償請求訴訟を受任し、同年7月5日、着手金108万円を受領したところ、Aに無断でC社に対する訴えを取り下げたこと、また、同年9月17日頃、Aから、B社の代表社員であるD名義の預金口座及び自動車の差押手続並びにC社に対する保険金請求訴訟提起を受任し、着手金32万4000円を受領したものの、事件処理を行わなかったこと、さらに、Aとの委任契約終了に際し、少なくとも上記差押手続等の着手金相当額を返還する義務があったがこれを怠り、上記各事件の事件記録及び資料一式を返還しなかったこと、</p> <p>(2) 平成30年12月頃、Eから債権回収に係る法律事務処理を受任し、平成31年1月31日までに着手金216万円を受領したものの、委任契約書を作成せず、また、Eから委任契約を解除されるまで約2年もの間、事件に着手せず、Eへの報告や説明なども行わなかったこと、</p> <p>(3) FがG弁護士に依頼して提起した建物明渡等請求訴訟事件について、被告であるH株式会社から依頼を受けて訴訟代理人となったところ、G弁護士からの複数回の架電に対する返電や送付された書面への回答をせず、FとH社との交渉の進展を阻害した上、令和2年7月及び8月の2度にわたり裁判期日を無断欠席し、上記訴訟事件を遅延させたこと、</p> <p>(4) Iから、同人の夫Jとの離婚交渉を受任し、令和2年11月5日に44万円を受領したところ、受任に当たり委任契約書を作成しなかったこと、また、K弁護士がJの代理人となったことやJには婚姻費用を支払う意思があるので支払先の口座を教えて欲しい等との内容の書面をK弁護士から受領したにもかかわらず、これを速やかにIに報告しなかったこと、さらに、Iから、児童手当の申請のために、期限までに市に提出すべき書類の作成等を依頼されたにもかかわらず、上記期限までにこれを行わなかったこと、加えて、委任契約中、Iから、同人が事件に関して作成した委任状のコピーの交付並びに資料として対象弁護士に交付した録音機器及び録音媒体の返還を求められたにもかかわらず、返還しなかったこと、遅くとも令和3年3月18日頃にIから委任契約を解除されたにもかかわらず、弁護士報酬の清算を行わず、また、上記録音機器等の返還をしなかったこと、</p> <p>(5) Lから貸金返還請求事件を受任し、令和2年9月5日、着手金として55万円を受領したところ、受任に当たり委任契約書を作成しなかったこと、また、委任契約の締結から8か月以上経過した時点で訴状の作成ししていないなど事件処理を遅滞したこと、さらに、令和3年6月7日付け解任通知によりLから委任契約を解除されたにもかかわらず、弁護士報酬の清算を行わず、また、上記事件に関する資料を返還しなかったこと、</p> <p>(6) 令和3年3月頃、Mから、同人の妻Nとの離婚調停申立事件及び面会交流申立事件を受任し、上記離婚調停申立事件において、MがNに支払う財産分与の額につき、MとNの主張する金額に100万円の差額があったところ、離婚調停申立事件を成立させるために、Mに対し、上記差額を自ら補填することを約束した上、後日、Mに100万円を支払ったこと、また、令和3年11月末頃から、Mとの連絡に応じず、上記面会交流申立事件の打合せをしなかったこと、</p> <p>(7) 対象弁護士に事件処理を依頼した多数の依頼者らから所属弁護士会が苦情を受け付けた事件の処理状況について、令和3年11月4日及び同年12月14日、所属弁護士会から、報告書を提出すべき旨の指示を受けたにもかかわらず、これに応じず、また、所属弁護士会が苦情を受け付けた事件について、令和4年1月27日、所属弁護士会から、預り金に関する照会に対する回答を求められたが、これにも応じなかったこと</p> <p>を理由に、令和5年6月15日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年2月9日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成28年12月27日、Aを理事長とする顧問先のB法人からC弁護士を通じて現金3330万円を預かったところ、同日、Aにこれを手渡したとするものの受領証等を確保せず、また、預り金の入出金等の記録も、預り金の職務が終了した際の収支報告も作成せず、上記預り金の行方を不明としたこと、</p> <p>(2) 平成29年1月9日、B法人から同法人の民事再生事件を受任したと認められるところ、同月25日、Aから委任を受けたC弁護士から、対象弁護士と信頼関係を築くことができず、B法人の理事長として法律顧問契約を解除する旨記載されたA名義の書面の送付を受けたにもかかわらず、Aに連絡を取り、その意思に変わりがないかを確認しないまま、同年2月16日、B法人の民事再生事件の申立てを行ったことを理由に、令和5年5月8日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年2月1日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成31年4月頃、行政書士Aから、6筆の土地について、登記権利者をB、登記義務者をCとし、登記原因を贈与とする所有権移転登記（以下「本件登記」という。）に係る登記原因証明情報、登記権利者及び登記義務者の代理権限証書（いずれもAが作成し、当事者の署名押印を受けたもの）等の本件登記に必要な書類一式の送付を受け、対象司法書士は、受領した登記原因証明情報に登記義務者の契印がなかったため、Aに対し、登記原因証明情報を返送したところ、Aは、令和元年5月頃、対象司法書士に対し、登記義務者の契印がされた登記原因証明情報を送付し、対象司法書士は、その後も、本件登記に係る本人確認及び登記申請意思確認を一切行わず、その取扱いをAに全て委ね、同月、本件登記を代理申請し、本件登記は完了したこと、</p> <p>(2) 本件登記の代理申請も含め、Aの顧客で登記手続の相談があれば、Aを通じて登記の代理申請の依頼を受け、遅くとも平成28年1月以降、Aから1年間に10件程度の登記の代理申請があり、Aとの業務上の関係は令和元年7月頃まで継続し、Aは、対象司法書士に登記の代理申請を依頼する際、契約書等の処分証書や代理権限証書等の登記に必要な書類を作成し、依頼者から署名押印を受けた上、対象司法書士に当該書類を送付しており、対象司法書士は、行うべき依頼者の本人確認及び登記申請意思確認を一切行うことなく、その取扱いをAに全て委ね、Aから送付を受けた書類をそのまま添付して、登記の代理申請のみを行い、登記完了後に登記識別情報等の関係書類をAに返却するという取扱いが常態化しており、Aを通じて依頼があった登記について、依頼者の本人確認及び登記申請意思確認を自ら行うことなく、Aが作成した登記に必要な書類をそのまま添付して登記の代理申請を行い、司法書士の業務を司法書士でないAに取り扱わせたことを理由に、令和5年6月20日付けで法務大臣より令和5年7月6日から3か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和5年1月31日	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、Aから、原告訴訟代理人として受任し、平成30年4月24日に訴訟提起した、Bを被告とする民事訴訟事件において、弁護士C及び弁護士Dに対し、上記訴訟事件の原告訴訟代理人又は対象弁護士の訴訟復代理人に就任することについての受任意思の有無を確認することなく、その受任を承諾していない弁護士Cらを対象弁護士の訴訟復代理人に選任する旨の訴訟復代理委任状を作成するとともに、弁護士Cらの氏名を原告訴訟復代理人として訴状に表示し、また、訴状の作成者として弁護士Cらの記名をして弁護士Cらの押印欄に対象弁護士の印章をもって代印により押印してもよいか否か、訴状の内容に異存がないか否かを弁護士Cらに対して何ら確認することなく、訴状の内容を認識すらしておらず、訴状の作成者となることの承諾もしていない弁護士Cらの氏名を訴状の作成者として記名し、対象弁護士の印章をもって代印により押印して訴状を完成させて裁判所へ提出したことを理由に、令和5年3月23日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和6年1月31日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士法人Aの代表社員であり、唯一の社員であったところ、広告代理店業等を目的とする株式会社B及び労働者派遣事業等を目的とするC株式会社からなるグループが自らの活動として弁護士に対する債務整理の依頼者を獲得し、獲得した依頼者を弁護士らに周旋することによって対価を得るという組織的な一連のスキームで、債務整理案件についての依頼者の集客ビジネスを行ってその対価を得ており、弁護士法第72条の規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であるにもかかわらず、そのことを認識しながら、長期間にわたって、上記グループにおいて行われている集客ビジネスを利用し、債務整理案件に関する多数の依頼者の周旋を受け、その間、令和元年7月から令和2年6月までをとって見ても上記グループから紹介された案件で約2億5991万円もの売上げを上げたことを理由に、令和5年5月18日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和6年1月31日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士法人が、広告代理店業等を目的とする株式会社A及び労働者派遣事業等を目的とするB株式会社からなるグループが自らの活動として弁護士に対する債務整理の依頼者を獲得し、獲得した依頼者を弁護士らに周旋することによって対価を得るという組織的な一連のスキームで、債務整理案件についての依頼者の集客ビジネスを行ってその対価を得ており、弁護士法第72条の規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であるにもかかわらず、そのことを認識しながら、長期間にわたって、上記グループにおいて行われている集客ビジネスを利用し、債務整理案件に関する多数の依頼者の周旋を受け、その間、令和元年7月から令和2年6月までをとってみても上記グループから紹介された案件で約2億5991万円もの売上げを上げたことを理由に、令和5年5月18日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年12月21日	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。(措置の対象となるべき契約)一般国選弁護士契約(普通国選弁護士契約、一括国選弁護士契約)	本件は、Aの被告人国選弁護士に選任されていた対象弁護士について、令和4年6月、Aより、令和2年6月の勾留中、対象弁護士にキャッシュカードを宅下げて預金の出金を依頼したが、そのキャッシュカードと出金された1万1000円を未だ返還してもらえない等の苦情の申出があったことから、措置の対象となった事案。
令和5年度	令和5年12月5日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成28年12月6日、Aから、配偶者であるBを相手方とする離婚及び婚姻費用事件を受任し、平成30年2月28日、離婚給付の頭金として公正証書作成時にBに交付するため対象弁護士の預り金口座に330万円の送金を受け、同年3月1日に170万円を、同月22日に200万円を引き出し、そのうち330万円につき、公正証書作成のめどが立たなくなった同年4月以後も、預り金口座で保管しなかったこと、 (2) Aから、平成31年2月12日に上記(1)の事件の代理人を解任され、上記(1)の預り金の返還を求められたが、これに応じなかったこと、 (3) Aとの間で、上記(1)の事件の委任契約書により弁護士報酬を定額とするとの合意がなされていたところ、弁護士報酬についての説明や協議をしなかったにもかかわらず、Aを相手方とする紛議調停の期日において、上記委任契約を上回る報酬を提示したこと、(4) 上記(3)の弁護士報酬の提示において、Bが請求していない金額を基に過大な経済的利益によって報酬を算出したことを理由に、令和4年2月28日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年12月5日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) A及びBらから、Cが詐欺を理由として提訴したAらを被告とする損害賠償請求事件の訴訟代理人を受任するに当たり、Aから面談又はその他の方法により事実関係等を聴取して意思を確認することをせず、また、Aに対し、事件の見通しや処理の方法等について説明をせず、委任契約書も作成しなかったこと、 (2) 上記(1)の事件の第1審及び控訴審において、Bらの欺罔意図の不存在を主張するのみで、AがCと同じ詐欺の被害者であって、他の被告とは異なる事情があったにもかかわらず、Aの個別事情を一切主張立証しなかったこと (3) 上記(1)の事件における平成29年6月23日付け第1審判決後、Aから同年10月24日付け債権差押命令により差押えを受けたと連絡を受けるまで、Aに対し、判決内容を報告せず、その後も経過説明書を送付したが、和解の見通しや進捗状況について適切な報告をせず、Aと協議しながら上記事件の処理を進めなかったこと を理由に、令和4年1月20日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年11月15日	2年間6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象司法書士が、 (1) Aから受任した過払金返還請求事件につき、平成24年頃に回収した過払金の一部を、正当な理由がないにもかかわらず、その後もAに返還することなく、放置したこと、 (2) 平成28年頃、Bから受任した自己破産手続開始及び免責申立事件につき、正当な理由なく、これを約5年間放置したとともに、その間、依頼者であるBが進捗状況を確認するために何度連絡しても、これに回答することなく、対応を怠ったこと、 (3) 平成28年1月頃、C社会福祉協議会から受任した担保設定登記申請につき、正当な理由なく、その処理を遅延させたこと、 (4) Dから受任した遺産承継事件につき、正当な理由なく、平成29年頃までその処理を遅延し、Dが連絡しても応答することなく、対応を怠ったこと、 (5) 株式会社E及び株式会社Fから受任した資本金の額の減少登記申請につき、平成29年12月、官報販売所に対し、資本金の額の減少公告の申込みをし、同月に官報公告されたところ、同公告に係る費用に関して、依頼者である株式会社Eから平成30年3月頃に受領していたにもかかわらず、官報販売所に官報掲載料を支払ったのは、令和元年7月であり、その間、正当な理由なく、官報掲載料の支払を放置し、同様に、株式会社Fについても、同社から公告に係る費用を受領していたにもかかわらず、官報販売所に官報掲載料を速やかに支払わず、その間、正当な理由なく、官報掲載料の支払を放置したこと、 (6) 上記(1)から(5)までのほかに、依頼者から受任した債務整理事件等について、少なくとも10件程度(依頼者1名を1件と換算)、正当な理由なく、処理を遅延又は放置したこと を理由に、令和5年2月16日付けで法務大臣より令和5年3月1日から1年6か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和5年10月30日	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 遅くとも平成29年3月末時点では、株式会社Aが破産に至る具体的危険性を認識しながら、同年8月22日、危機時期に突入していたA社に対し、5000万2347円の報酬請求をしたこと、また、同年12月8日にA社に破産申立てがなされた後、A社に対して漫然と合計1億4000万円を交付し、平成30年2月7日、Bからの求めに応じてA社の預り金残高5905万4104円をBに交付し、即日、Bから同額を預かったことにするという会計操作に応じ、A社の資産を減少させるなどし、破産債権者の利益を害したと、 (2) 平成29年1月18日、CとA社の間の現金1200万円の帰属先に関する紛争に関して、上記現金を預かり、同年2月28日、対象弁護士を被告とする訴状の送達を受け、同年3月10日、訴訟当事者でないA社に対して交付した上で、控訴審判決に至るまで、長期間に及んで争い続けたことを理由に、令和4年7月8日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年10月30日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、A及び同人の姉であるBから、平成10年に死亡したD（その相続人は妻のC、長女のB及びA）が所有していた土地及び建物（以下「本件各不動産」という。）について、平成30年8月下旬ころ、Aから、相続登記及び共有持分全部移転登記（以下「本件各登記」という。）の代理申請を受任し、同年9月から同年10月までの間、A及びBとの間のやりとりにより、本件各不動産に係る遺産分割協議書を作成し、当初の遺産分割協議書の内容は、Aが本件各不動産を全て取得するというものであったが、A及びBとやりとりする中で、A及びBが本件各不動産を各2分の1の割合で取得するという内容に変更され、同年10月、Bから本件各登記の代理申請を受任し、同年11月上旬、Aから、本件各不動産の相続を放棄する旨の連絡を受けたが、同人を説得し、同人は本件各不動産を10分の1の割合で取得することを承諾したところ、 (1) その後、B及びCの意思を確認せずに、何ら権限がないまま、Cの署名押印がある遺産分割協議書及びBの署名押印がある遺産分割協議書を、本件各不動産について、Aが10分の1の割合で取得し、Bが10分の9の割合で取得するという内容に書き換えて偽造し、同年11月、上記で偽造した遺産分割協議書を添付して、本件各不動産に係る相続登記の申請を行ったこと、 (2) 本件各不動産に係る相続登記の申請を行うに当たり、Cの本人確認をすべきであったにもかかわらず、司法書士として行うべき本人確認を怠ったこと、 (3) 同年11月、売買を原因とする本件各不動産に係る共有者全員持分全部移転登記を申請し、A及びBに代わって本件各不動産に係る代金800万円を受領したが、同人らへの通知、預かり証の発行を怠り、また、AやBに課される譲渡所得税を代わりに支払うためという理由で、預かる必要のない金銭を約5か月間にわたり預かり、その精算義務を怠ったこと、 (4) 本件各登記の代理申請を受任するに当たり、司法書士として報酬の基準、報酬額及びその内訳を明示すべきであるにもかかわらず、必要な説明を怠り、A及びBから報酬等として77万円を得たことを理由に、令和5年2月27日付けで法務大臣より令和5年2月28日から起算して2か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年10月30日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、広告代理店業等を目的とする株式会社A及び労働者派遣事業等を目的とするB株式会社からなるグループが、自らの活動として、弁護士に対する債務整理の依頼者を獲得し、これを弁護士らに周旋するという組織的な一連のスキームで、債務整理案件について依頼者の集客ビジネスを行って、その対価を得ており、弁護士法第72条の規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であるにもかかわらず、そのことを認識しながら、3年間にわたってその利用を継続し、その間、平成30年6月から令和2年6月までに、合計3024件の債務整理事件を受任したことを理由に、令和5年3月10日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年10月30日	民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約）及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、国選被害者参加弁護士契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから依頼されて、令和元年10月3日から令和2年6月19日までの間、6回にわたり、職務上請求書に「訴訟準備のため」等と虚偽の記載をして懲戒請求者有限会社Bの代表者であるCの住民票の写し及び戸籍謄本を職務上請求したことを理由に、令和4年7月25日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和5年10月28日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成29年12月、Aから委任を受けて刑事事件の弁護人に就任していたところ、平成30年2月6日、Aが対象弁護士の事務所前の路上において職務質問を受けた際に、第三者が周囲にいる状態で、警察官に対し、Aが刑事事件の公判中である旨を伝えたこと、 (2) 第三者であるBに対し、Aと上記(1)の事件の打合せを行うこと及びその日を告げたこと、 (3) 平成30年5月、違法な職務質問に関する動画を取り出し証拠として提出する範囲で使用するため、勾留されていたAが保有する携帯電話2台の宅下げを受けた後、これを預かった趣旨を越えて、第三者であるCに対し、上記携帯電話の中にCらの画像があることを伝えたこと、 (4) 令和3年5月14日、Aの弁護人を辞任したが、上記(3)の携帯電話をAの同意なくCに交付し、A本人に返還しなかったことを理由に、令和4年11月4日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年9月26日	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、遅くとも平成30年12月までに、A及びB株式会社（以下「B」という。）から、Aが所有する区分所有建物（以下「本件建物」という。）について、Aを登記義務者かつ諾約者、C株式会社（以下「C」という。）を要約者、Bを登記権利者かつ受益者とし、売買代金の全額の支払を条件として、AからBに、直接、所有権を移転する旨の特約が付されている第三者のためにする契約（以下「本件契約」という。）に基づく本件登記の申請手続を受託し、本件以前に、Aが売主となる別の不動産の所有権移転登記の申請手続を行ったことが複数回あったが、Aと面談したことがなく、Cの担当者から、Aが本件契約の決済（以下「本件決済」という。）の場に出席しないことをあらかじめ知らされていたところ、Aに対し、本件登記申請書の添付情報である登記原因を証する情報や委任状にAが署名及び実印による押印をし、印鑑登録証明書や登記識別情報通知書と共に返送するよう、書面により依頼し、Aから、Aの署名及び押印（実印によるもの）がされた登記原因証明情報等を受領し、上記受託時から後記の決済に至るまで、書面によるやり取りを除いては、Aと電話や面談による接触を一切せず、本件決済の日時場所や方法、代金支払の確認手段についての連絡もせず、平成30年12月、本件決済において、CからAに対する売買代金の支払の事実を、Aに対する電話や面談等による方法で適切に確認することを怠り、Cの担当者から示された、同人の携帯電話機の画面に表示された画像を目視したのみで、売買代金の支払が同日にされたものと安易に誤信し、画像の内容は虚偽であり、実際には、CからAに対して売買代金は一切支払われていなかったにもかかわらず、売買代金の支払が前提となるAの本件登記に係る登記申請意思を適切に確認することのないまま、本件登記の申請を行い、本件登記を完了させたことなどを理由に、令和5年1月26日付けで法務大臣より同年2月7日から2週間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年9月25日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。（措置の対象となるべき契約）民事法律扶助契約	本件は、対象弁護士が下記の法律相談援助の申込者7名に関し、過大な法律相談費を請求した事実が認められることから措置の対象となった事案。 (1) 対象弁護士は、令和4年6月8日に法律相談を行った申込者Aに関し、同年5月31日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (2) 対象弁護士は、令和4年6月6日に法律相談を行った申込者Bに関し、同年5月16日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (3) 対象弁護士は、令和4年6月8日に法律相談を行った申込者Cに関し、同年6月1日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (4) 対象弁護士は、令和4年6月10日に法律相談を行った申込者Dに関し、同年6月3日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (5) 対象弁護士は、令和4年6月13日に法律相談を行った申込者Eに関し、同年6月6日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (6) 対象弁護士は、令和4年6月14日に法律相談を行った申込者Fに関し、同年6月7日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費1回分を過大に請求した。 (7) 対象弁護士は、令和4年12月13日に法律相談を行った申込者Gに関し、同年11月28日と同年12月23日にも法律相談を行った旨の事実と異なる法律相談票をセンターに送付して、法律相談費2回分を過大に請求した。
令和5年度	令和5年9月25日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、弁護士法第72条の規定に違反する者と認められる株式会社Aが運営するB協会の協力弁護士として登録され、B協会からの紹介により複数の相続に関する事件を受任し、これに関して、A社に対し、依頼者の紹介と対価の関係にある金員として、少なくとも金112万6447円を送金したことを理由に、令和5年2月14日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和5年9月24日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 遅くとも平成30年12月までに、Aが代表を務める法人Bから訴訟事件を受任した後、Aから何度も連絡を受けていたにもかかわらず、これに回答せずに事件処理の進捗状況について連絡を行わず、令和4年12月までの4年以上の間、訴訟提起しなかったこと、 (2) 令和2年12月15日、Cとの間で株式会社Dに対する未払賃金請求訴訟事件を受任し、同月21日にCから着手金5万円等を受領したが、少なくとも令和3年6月頃までの6か月間、Cから、事件処理の進捗状況を確認するための連絡を何度も受けていたにもかかわらず、これに回答せず、事件処理の進捗状況について連絡を行わず、Cから解任されるまでの10か月間、訴状作成等の事件処理を行わなかったことを理由に、令和5年1月28日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年8月8日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成30年8月4日、バスの車内で、無断で、後部座席で寝ていた女性のスカート内や姿勢を携帯電話で写真撮影及び動画撮影したこと、 (2) 令和元年、電車内で、無断で、向かいに座っていた女性の姿勢を携帯電話で動画撮影したこと、 (3) 令和2年2月20日、2度にわたり、電車内で、それぞれ無断で、向かいの座席で居眠りしていた女性の姿勢を携帯電話で動画撮影したこと、 (4) 令和2年、飛行機内で、無断で、女性客室乗務員の姿勢を携帯電話で動画撮影したこと を理由に、日本弁護士連合会から、令和5年2月20日付けで、令和4年3月18日付け所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年8月1日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成30年10月2日、株式会社Aの代理人として、B株式会社との間で、B社が対象弁護士の行う調査に協力をすれば、B社に対する民事、刑事を問わず法的責任を一切追及しない旨の条項を含む合意書を締結するなどしたところ、B社及びその代表取締役であるCに上記合意書に基づく協力義務違反があったとは認められないにもかかわらず、同年11月2日、A社の代理人として、Cらに対する告訴状を検察庁に提出し、同月16日、B社の預金債権に対し仮差押命令申立てを行ったこと、 (2) また、同年12月28日、A社の代理人として、B社及びCに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を提起したこと を理由に、令和4年12月1日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和5年度	令和5年7月31日	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置、民事法律扶助契約、除措置、民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）、国選被害者参加弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 亡Aの相続財産管理人であったところ、対象弁護士が業務上管理する預金口座を令和2年9月8日に解約し、5335万6539円を不正出金したこと、 (2) 成年被後見人Bの成年後見人であったところ、対象弁護士が管理するB名義の預金口座から、令和2年10月9日から令和3年3月12日までの間10回にわたり合計2349万7750円を不正出金したこと、 (3) 成年被後見人Cの成年後見人であったところ、対象弁護士が管理するC名義の預金口座から、令和2年12月3日から令和3年12月15日までの間8回にわたり合計637万3000円を不正出金したこと、 (4) Bの成年後見人業務に関し、令和2年12月の定期報告時点で、B名義の預金口座から合計2346万2750円の出金があったにもかかわらず、同月18日付け後見事務報告書には、1回10万円を超える臨時支出はなかった旨記載し、財産目録には、最終記帳日を同月14日、残高を2000万円と記載した上、預金通帳について上記出金が記帳されていないものを提出し、家庭裁判所に上記出金を隠すために虚偽の報告をしたこと、 (5) Aの相続財産管理業務に関し、預金口座について、令和2年9月8日に解約しているにもかかわらず、令和3年3月30日付け管理報告書添付の同日付け財産目録には、解約時と同額の5335万6539円の預金が存在しているように記載し、預金通帳についても解約前のものを提出し、家庭裁判所に上記(1)の出金を隠すために虚偽の報告をしたこと、 (6) B及びCの各成年後見人業務に関し、令和3年12月までに家庭裁判所に対して書面による定期報告が求められていたにもかかわらず、これを怠ったことを理由に、令和4年10月5日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	令和5年7月30日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) A、株式会社B、有限会社C、D、E及びFから債務整理について依頼を受け、平成25年12月18日には債務整理の方針として破産手続に付することが固まり、破産申立てを受任事件とする委任契約書の作成が可能であったにもかかわらず、委任契約が解除された平成30年4月2日まで委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件の弁護士費用、着手金として70万円の支払を受け、平成25年12月18日以後、Aから再三督促を受けたにもかかわらず、平成30年4月2日まで委任契約が解除されるまで、Aの破産申立てを行わなかったこと、</p> <p>(3) 上記(1)の事件につき、Aから受領した金員を自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管等せず、委任契約を解除された時点で、これと上記(2)の金員を合わせた270万円をAに返還すべきだったにもかかわらず、平成30年6月1日に100万円を返還しただけで、残額170万円の返還を拒み、資料の返還にも応じなかったこと</p> <p>を理由に、令和4年12月12日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和5年7月3日	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成30年5月、Aから内縁の夫である被相続人B名義の自宅（以下「本件不動産」という。）を処分したいとの相談を受け、対象司法書士は、内縁の妻であるAには相続権がないことから、Bの相続人を確認するため、Bの長男と連絡を取り、平成30年6月、同人が相続放棄をした事実を知った後、Aからの依頼に基づき、同人がBの相続財産に対して有する法的権利関係を明確にしないまま、同財産に対して何かしらの権利を有しているはずであるとの不十分な認識のみから、平成30年6月、職務上請求書5通を使用し、Bの相続関係を調査するために戸籍謄本等を取得し、上記職務上請求の際、職務上請求書の請求者氏名をAの氏名とした上で、業務の種類欄に裁判所提出書類の作成、該当する事由欄に所有権移転請求権の裁判をするための添付書類である旨の事実と異なる記載をしたこと、</p> <p>(2) 平成30年7月、Bの長女であり、唯一の相続人であるCに対して、本件不動産の処分に関して相談したいことがある旨を通知し、C及びその夫と本件不動産の処分に関して相談を行った後、Aに対して電話等で連絡を試みたものの連絡が取れなかったため、Aの所在を確認する目的で、職務上請求書を使用し、Aに係る住民票の除票を取得し、上記職務上請求の際、職務上請求書の請求者氏名をAの氏名とした上で、業務の種類欄に裁判所提出書類の作成、該当する事由欄に所有権移転請求権の裁判をするための添付書類である旨の事実と異なる記載をしたこと、</p> <p>(3) ①その後、Cから、本件不動産に係るBからCへの相続を原因とする所有権移転登記の申請の依頼を受け、平成30年8月、所有権移転登記を申請し、同申請の際の申請書に添付したBに係る戸籍謄本等は、上記(1)で、対象司法書士がAに係る業務のために取得したものであったが、Aから、戸籍謄本等の流用について事前に承諾を得なかったこと、②その後、Aに対して当該戸籍謄本等の取得費用等に係る報酬を請求することなく、Cに対し、当該費用を含む相続登記手続の報酬として金8万5479円を請求し、これを受領したこと</p> <p>を理由に、令和4年8月24日付けで法務大臣より令和4年9月15日から1週間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和5年度	令和5年7月3日	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については10か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、国選被害者参加弁護士契約については10か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和3年12月14日午前1時49分頃、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車を運転したことを理由に、令和4年11月16日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>